

## 6 自殺対策の基本的な考え方 「気づく・つなぐ・支える（見守り）」

次のような基本的な考え方のもとに、自殺総合対策の基本的方向性を策定し、本市の自殺対策関連施策を総合的・計画的に実施していきます。

### （１）「自殺のない、誰もが生きる道を選ぶことのできる地域」を目指す

人の「命」は何ものにも代えがたいものです。また、自殺は本人のみならず、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体に大きな損失となります。自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」ということを認識し、このような悲しみを積み重ねないよう、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され「自殺のない、誰もが生きる道を選ぶことのできる地域」を目指すものとします。

### （２）「生きる支援」のための包括的な自殺対策の推進

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。自殺を考える人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な観点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。自殺対策を「生きる支援」と捉え、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関、各分野の関係団体、民間団体との有機的な連携を図り、総合的な自殺対策の推進を行う必要があります。

### （３）一人ひとりがお互いに気づきと見守りのできる地域づくり

死にたいと考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良、自殺をほのめかす言動等、自殺の危険を示すサイン（予兆）を発している人が多いとされています。周囲の人が、自殺のサインに気づき自殺予防につなげていくことが必要です。

### （４）地域の特性を踏まえ、戦略的に対策を推進

地域の自殺の実態を分析・把握するとともに、ライフステージに合わせた支援や関係機関の切れ目ない対応等地域の特性を踏まえ、戦略的に対策を推進していくことが必要です。

### （５）未遂後の対応や事後対応に応じて取り組む

搬送された医療機関や関係機関等と連携し、再自殺企図を防ぐ支援が必要であり、また自殺者の親族に対する相談や専門機関との連携が必要です。